

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：17501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K21302

研究課題名(和文) 門司市立白野江養護学校の戦後史 戦後初の公立養護学校の消滅と復活

研究課題名(英文) The School History of Shiranoe School for Handicapped

研究代表者

雪丸 武彦 (Yukimaru, Takehiko)

大分大学・大学院教育学研究科・准教授

研究者番号：60614930

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は戦後初の公立養護学校である門司市立白野江養護学校の学校史を明らかにすることである。特に、対象校が1950年に同校名となり、1953年光陽小学校、1957年光陽養護学校、1962年門司養護学校へと変化した期間を対象に、この間にいかなる要因により校種変更が生じたのか、戦後の対象校の特徴的な教育がこの間に展開されていたのかを資料収集を通じて明らかにすることとした。

この結果、校種変更は1953年義務教育費国庫負担法、1956年公立養護学校整備特別措置法という2つの法律の制定が影響したこと、戦後教育の特徴的な実践は上記の校種変更においても継承されていたことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が明らかにしたのは戦後の学校の定型化プロセスの一部である。戦後初めて設置された公立養護学校である門司市立白野江養護学校は、分離就学を予定されてしない、極めて特徴的な制度のもとで実践を行っていた。財政上の問題に起因して対象校は小学校～養護学校と校種を変更させるが、その中でも上記の制度と実践は維持されていた。このことから、1962年頃まで養護学校の定型はなく一定の自由さを保持し、多様な機能を果たすことが可能であったと考えられる。そしてこれ以降、分離就学を前提とする学校の定型化・収束化が進んだものと推測される。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to reveal the school history of Shiranoe school for the handicapped at Moji city during 1950-1962 focusing on the change of school type in 1953 and 1957, and that impact for education in the school.

As a result, two points were clarified. First, the factor of change of school type was the establishment of the law of national grant for compulsory education expenditure in 1952 and the law of special measures for the development of public schools for the handicapped in 1957. Second, the characteristic institution and practices in Shiranoe school for the handicapped at Moji city was continued during 1950-1962.

研究分野：教育行政学

キーワード：養護学校 学校設置 分離教育 特殊教育 定型化

## 1. 研究開始当初の背景

日本の障害児教育史において戦後は断絶とも画期とも見なされている。前者に関しては戦前の障害児教育の実践が停滞あるいは消滅したと考えられている。我が国の法令上、養護学校の設置根拠となる規定が登場したのは1941年、国民学校令施行規則において「身体虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル児童」等に対して「学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」とされたことによる。このように規定は存在したものの、通説では障害児教育は戦前・戦中の発展ののち、戦争が激化する中で停滞あるいは消滅し、戦後から再スタートする、との認識が存在する。

一方、後者に関しては、1947年、学校教育法の「第六章 特殊教育」において養護学校が制度化され、国民の教育を受ける権利の保障の体系に位置づけられ、それゆえ養護学校による障害児の就学の保障が期待されたことを意味する。しかし、養護学校に関する就学義務、学校設置義務は棚上げされ、財政的支援がなされなかったため戦後長らく自治体での学校設置は進まず、養護学校の制度化は有名無実化した、というのが障害児教育史における通説である。

だが、これらの通説にもかかわらず、実際には学校教育法制定直後の1947年に自治体の設置する養護学校が完成していた。それが身体虚弱児を対象とした門司市立白野江養護学校（以下、対象校）である。研究代表者のこれまでの研究により、戦前の体力向上の遺産が戦後の身体虚弱児の養護学校として理念での類似性、親和性を伴い継承されたことが明らかになった。これは通説の見解を覆し、修正を迫る重要な発見であった。

今回の研究では、対象校の「その後」を明らかにすることとした。対象校はその歴史的価値とは裏腹に、校名としては一旦消滅し、その後さらに別の校名で復活する。すなわち1953年に光陽小学校となり、1957年には光陽養護学校として再出発を遂げることになる。これが母体となり1963年の北九州五市合併時には門司養護学校（現門司総合特別支援学校）となるのである。このような変遷がなぜ起こったのかは明らかになっておらず、その要因を明らかにすることは教育学研究上重要な価値があると考え、対象校の戦後史の研究に取り組むこととした。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、学校教育法制定後、初めて自治体が設置した養護学校である門司市立白野江養護学校の戦後史を掘り起こすこととした。

門司市の人々による養護学校設置という事業はその価値に反して長らく忘れ去られていたと言っても過言ではない。そしてその後の変化がいかなる要因によってもたらされ、そして推移したのかもわかっていない。戦後教育史を語る上で外すことのできない重要なピースである白野江養護学校、光陽小学校、光陽養護学校と続く学校史を明らかにすることは、それ自体が重要な価値を持つ。

また、養護学校への就学はいわば地域の公立学校からの分離を意味し、その点でネガティブに捉えられる（分離就学モデル（図1））。しかし、対象校ではもともと、4～6学年の児童が3ヶ月過ごしたのちに原籍校に戻ることを原則としており、分離を前提としていなかった。いわば一時的な支援のセンターとしての役割を果たしていた（センターモデル（図2））。学校史の掘り起こしは、このような非分離的特徴がいかにして失われていくか、それはすなわち戦後新教育がスタートした時点からの長いスパンでの教育の多様性の収束化（＝定型化）がいかにして起こったのかを明らかにすることにつながる。本研究は一事例ながらも教育行政史の見方を大きく変え、制度設計のあり方にも深い示唆を与える知見を提供するであろう。

以上のように、本研究では校種変更プロセス及び対象校の教育の推移に焦点を当てながら学校史を明らかにしていくこととした。

図1 分離就学モデル

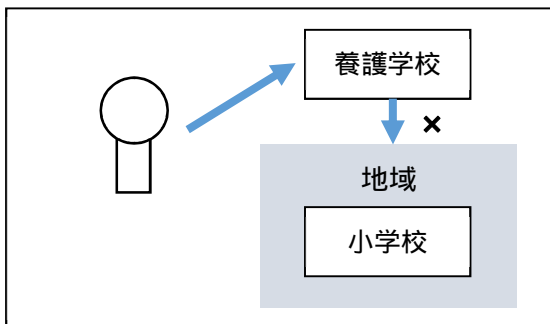
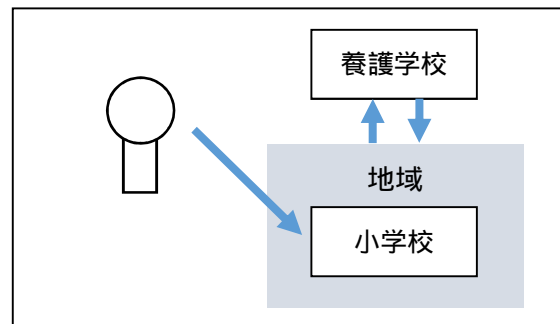


図2 センターモデル



### 3. 研究の方法

本研究では主に北九州市立公文書館及び北九州市立図書館において 1952～1962 年度間の門司市議会関係資料，門司市教育委員会関係資料，その他行政資料，新聞記事とともに，口述資料等を収集し，実証的に学校史を明らかにすることにした。

それぞれ収集した主な資料は以下の通りである。

門司市議会関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1952 年度～1963 年度の議事録</li> <li>・ 小学校，養護学校設置に関する議会での提案資料</li> </ul>
門司市教育委員会関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1952 年度～1963 年度の議事録</li> <li>・ 小学校，養護学校設置に関する会議での提案資料</li> <li>・ 教育施策の大綱</li> <li>・ 予算見積書</li> <li>・ 教育費予算書</li> <li>・ 教育要覧</li> <li>・ 支出命令簿</li> </ul>
その他行政資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計書</li> <li>・ 予算書</li> <li>・ 決算書</li> <li>・ 市勢要覧</li> <li>・ 事務報告書</li> <li>・ 定期監査報告書</li> </ul>
新聞記事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西日本新聞</li> <li>・ 毎日新聞（北九州版）</li> <li>・ 朝日新聞（北九州版）</li> </ul>
口述資料	元教職員，白野江地区地域住民の口述資料

### 4. 研究成果

#### (1) 校種変更における法制定の影響

本研究では「養護学校 小学校 養護学校」という 2 度にわたる校種変更の要因を探った。この結果として判明したのは法制定の影響である。

養護学校から小学校への変更にあたっては，1953 年の義務教育費国庫負担法の制定の影響があった。この法律では設置義務の課されていない市立養護学校の教職員の給与は除外しており，それゆえ養護学校として存続する場合の財政上の負担の問題が生じることになった。そこで当時の門司市は白野江養護学校を廃止し，新たに光陽小学校を設置することにしたのである。

次に，小学校から養護学校への変更にあたっては，1956 年の公立養護学校整備特別措置法の制定の影響があった。この法律では公立養護学校の建築・増築費，教職員の給与費，教材費等の経費の国庫補助を定めており，市町村立養護学校についても補助がなされることになった。この法制定に伴い，門司市は小学校とした対象校を改めて養護学校にすることとした。

公立養護学校整備特別措置法は全国における養護学校設置を促進した点において評価される。一方，同法が対象校にもたらしたのは，表面上小学校にならざるを得なかった対象校を名実ともに養護学校にしたということであり，その意味で異なるインパクトがあったと言える。

#### (2) 戦後教育実践の継承と養護学校としての定型化

対象校の特色は身体虚弱児のニーズを踏まえたセンター機能にあった。すなわち，1 学期 3 ヶ月経過後に原籍校に戻るという制度設計となっており，対象校で卒業するという選択はなかったのである。この機能は，上記の 1953 年の養護学校から小学校への校種変更にもかかわらず継続していた。1956 年からは在学期間を 1 年間としたが，学期毎の入退学も認めており，機能の基本的な変更はなかった。そして 1957 年の小学校から養護学校への校種変更によってもこの機能は継続していた。初めて卒業生が輩出されたのは 1960 年度のことであり，それも 1 名のみであった。

また，対象校では 1955 年より独自に健康度の判定基準，生活基準を作成していたが，1961 年度に作成された基準でも原籍校への復帰を前提にした基準が残されており，分離を前提とするものではなかった。

以上のように対象校では対象とする期間中においてセンターモデルが採用されており，分離就学モデルを看取することはできなかった。

一方，校種変更のプロセスの中において養護学校としての定型化も看取された。白野江養護学校は校舎と寄宿舎が一体化していたが教師もまた寄宿舎に宿泊し，児童と寝食をともにしていた。養護学校から小学校に変更された際にはこの共同生活のスタイルは継続していたが，公立養護学校整備特別措置法の制定を契機に小学校から養護学校に変更された際，寮母が置かれることになった。この際は助教諭が寮母を兼ねていたが，1962 年の法改正によって単独の寮母が置かれることになり，教務と寮務が明確に切り離されることになった。

このような制度変更は、対象校が持っていた戦後教育の独自性が失われ、制度的存在としての養護学校に移り変わる一局面を示していると考えられる。教育内容については養護学校学習指導要領が示される 1962 年まで養護学校のあるべき姿はなく、それゆえ戦後教育実践は継続し得たものと考えられる。また、分離別学を促進したとされる 1962 年の「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」(昭和 37 年 10 月 18 日付け文初特第 380 号)の影響を受けることもなく、自由な就学が許されたとも言える。これらの影響を受け、戦後教育の特色がいつ、どのようなプロセスで消えたのか、そしてセンターモデルが分離就学モデルに変更されたのかは不明であり、今後の研究課題である。

#### 参考文献

- ・荒川勇・大井清吉・中野善達(1976)『日本障害児教育史』福村出版。
- ・小山亨(1985)『福岡県病弱教育史』。
- ・杉本章(2008)『障害者はどう生きてきたか 戦前・戦後障害者運動史』〔増補改訂版〕, 現代書館。
- ・全日本病弱虚弱教育研究連盟教育史研究委員会(1990)『日本病弱教育史』デンパン株式会社。
- ・平田勝政(2010)「第3章 戦後「特殊教育」制度の整備と問題点」中村満紀男・荒川智編著中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書房, 131-140 頁。
- ・文部省(1978)『特殊教育百年史』東洋館。
- ・雪丸武彦(2012)「戦後日本の障害児就学をめぐる政策過程(3) - 公立養護学校整備特別措置法の立法過程 - 」『教育経営学研究紀要』(九州大学教育経営学・教育法制論研究室), 第 15 号, 7-15 頁。
- ・雪丸武彦(2016)「共生時代における障害のある者と障害のない者の「教育機会の均等」 就学制度の変更と課題」日本教育制度学会『教育制度学研究』第 23 号, 20-38 頁。
- ・雪丸武彦(2018)「インクルーシブ教育から見た教育制度分析の現状と課題」日本教育制度学会『教育制度学研究』第 25 号, 174-178 頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 雪丸武彦	4. 巻 25
2. 論文標題 インクルーシブ教育から見た教育制度分析の現状と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 教育制度学研究	6. 最初と最後の頁 174-178
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 雪丸武彦	4. 巻 23
2. 論文標題 共生時代における障害のある者と障害のない者の「教育機会の均等」：就学制度の変更と課題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 教育制度学研究	6. 最初と最後の頁 20-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 雪丸武彦
2. 発表標題 教育制度は人を幸せにしてきたか？ インクルーシブ教育から見た教育制度分析の現状と課題
3. 学会等名 日本教育制度学会（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 青木栄一編著（雪丸武彦分担）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 256(62-73)
3. 書名 教育制度を支える教育行政	

1. 著者名 元兼正浩監修（雪丸武彦分担）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 花書院	5. 総ページ数 196(82-85)
3. 書名 教育課程エッセンス 新学習指導要領を読み解くためにー	

1. 著者名 篠原清昭編著（雪丸武彦分担）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 -
3. 書名 教育のための法学（第2版）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----